

来年度中学校へ進学予定のお子さんを持つ保護者の皆様へ

田原市教育委員会教育総務課

## **就学援助費（新入学学用品費）の入学前支給のご案内**

田原市では、お子さんを小学校、中学校へ通わせることについて経済的な理由でお困りのご家庭に、学用品費等の援助をしています。そのうち新入学児童生徒の保護者に対して支給されるものが、新入学学用品費です。

平成29年度認定者までは入学後の7月に支給されていましたが、平成30年4月入学者分から、新入学学用品費の入学前支給を実施しております。入学前の受給を希望される方は、下記の事項をご確認の上、現在通っている小学校へ申請書をご提出ください。

なお、認定にあたっては、所得基準等の審査があります。申請書を提出した後、所得審査に通過してはじめて認定となります。あらかじめご承知おきください。

### **○対象となるご家庭の目安**

- ① 生活保護を受けている。
- ② 生活保護が停止または廃止になった。
- ③ 市民税が非課税または減免された。
- ④ 個人事業税または固定資産税が減免された。
- ⑤ 国民年金の掛金が減免された、または国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された。
- ⑥ 児童扶養手当が支給された。
- ⑦ 生活福祉資金の貸付を受けた。
- ⑧ 保護者が失業対策事業適格者手帳を持っている、または職業安定所登録日雇労働者である。
- ⑨ その他、経済的に困窮している。

※3月末日以前に田原市外へ転出する場合や田原市立の中学校以外に入学する場合は、支給対象となりません。 支給を受けた場合には返還していただくか、転出先の自治体で新入学学用品費が支給されないよう連絡させていただくことになります。

裏面に続く

## ○申請・支給時期

### **申請時期**（現在就学援助を受給していない方）

各小学校の提出期限（令和4年12月下旬頃）までに、現在通っている小学校へ『就学援助費受給申請書』をご提出ください。申請書は各小学校にありますので、必要な場合は申し出てください。

### **支給時期**

令和5年3月下旬

※今回の申請は新入学学用品費を入学前に受給するための申請です。その他の補助対象である給食費等を受給するためには令和5年度就学援助の受給申請が別途必要となります。各中学校の提出期限（4月中旬頃）までに申請書をご提出ください。

新入学学用品費については、今回申請しなかった場合でも、4月中旬までの各小中学校の提出期限までに申請して認定された場合には、給食費等と併せて7月下旬に受給することができます。

**※現在就学援助を受給している方は、転出確認のみを行います。申請書の指定された箇所を記入し、提出してください。**

今回は新入学学用品費の前倒し支給に関する申請です。通常就学援助費（給食費等）の受給を希望される場合は、次年度の申請案内がありましたら必ず申請してください。

## ○支給額

入学予定者1人につき、60,000円（中学校 新入学学用品費）

## ◆申請書について

- ・申請する児童生徒ごと（児童生徒1人につき1枚）の申請書を提出してください。
- ・申請理由9（その他）で申請する場合、申請理由をなるべく具体的に記入してください。
- ・児童扶養手当受給者の方は、申請理由を6とし、児童扶養手当証書のコピーを申請書に添付してください。
- ・令和4年1月1日以降に市外から転入してきた方は、令和4年度所得証明書（令和3年分の所得がわかる所得証明書）を提出してください。
- ・申請者は児童生徒の保護者とし、振込先は原則として保護者名義の口座としてください。やむを得ない事情により保護者名義と異なる口座への振込みを希望する場合に限り、委任状を添付してください。
- ・「転出の有無の確認」欄に必ず保護者の方の署名をしてください。

お問い合わせ先

各小学校または田原市教育委員会教育総務課（電話 23-3530 FAX22-3811）